

大分県報

平成二十九年
第二九一二号
九月一日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部改正……………一

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

区画漁業の免許……………二

監査公表

監査の結果に関する公表……………二

公告

平成二十九年度後期技能検定の実施……………四

都市計画図書の縦覧……………八

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月1日

大分県公安委員長 小 山 康 直

大分県公安委員会規則第8号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第9号中「又は人」を「人」に改め、「の実証実験」の次に「又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第五百二十八号

平成二十九伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十九年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

山 国 川 地 区	四八二・五九
山 国 川 地 区	四五〇・三三
西 国 東 地 区	四六・四四
西 国 東 地 区	一〇一・八七
東 国 東 地 区	一九一・七五
別 府 川 地 区	一〇三・〇二
大 野 川 地 区	二一五・三九
大 海 部 地 区	二二五・三九
北 川 上 流 地 区	七三二・〇〇
北 川 上 流 地 区	六〇〇・三四
日 川 地 区	五七七・一七
玖 珠 川 地 区	七四四・八〇

土砂流出防備保安林

山 国 川 地 区	一八一・一五
山 国 川 地 区	三九・〇七
西 国 東 地 区	二七・七六
西 国 東 地 区	六二・三六
東 国 東 地 区	三〇・七四
別 府 川 地 区	九九・九四
大 野 川 地 区	一二三・一五
大 海 部 地 区	九二・五一
北 川 上 流 地 区	三三六・四三
北 川 上 流 地 区	二七・〇九
日 川 地 区	一四二・一九
玖 珠 川 地 区	三三・七四

○監査公表

監査委員公表第613号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 末 宗 秀 雄
 大分県監査委員 吉 岡 美 智 子

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成28年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の18地方機関（振興局及び土木事務所）、企業局及び病院局について、平成29年4月11日から7月11日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合规性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した20機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり14機関において、6件の指摘事項及び21件の注意事項があった。

その他の6機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの

土砂崩壊防備保安林	番匠川地区	〇・〇八
防風保安林	別府地区	〇・一四
干害防備保安林	山国地区	三・五六
	西国地区	三・五〇
保健保安林	東国地区	四〇・五三
	大分川地区	三・〇八
	大野川地区	〇・九四
	北海部地区	五・四八
	日匠川地区	一・〇六
	玖珠川地区	二四・八〇
	大分南部地区	一・八四
		六・九四
	大分北部地区	三五・四四
		九二・六六

大分県告示第五百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十九年九月一日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

平成二十九年九月一日

大分県知事 広 瀬 貞

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区第八百二十二号	区第八百二十二号	大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 山本 勇	平成二十九年四月二十五日付け大分県告示第二百八十七号（以下「告示」という。）のとお	同上	平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
区第二千七百三十号	区第二千七百三十号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第三千五百四十号	区第三千五百四十号	同右	告示のとおり。	同上	同右

<p>②故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>②過失が認められるもの</p> <p>③事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p>		2 注意事項	
		監査対象機関	監査結果
<p>(総務部)</p> <p>北部振興局</p> <p>公用車の車検に要した経費の支払について、著しく遅延している事例が多数認められた。</p>	<p>西部振興局</p> <p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p>	<p>監査結果</p> <p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p>	<p>監査結果</p> <p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
<p>1 指摘事項</p> <p>1 指 摘 事 項</p>		<p>豊肥振興局</p> <p>職員住宅使用料について、月の中途で入居した者の使用料を過大に徴収している事例が認められた。</p> <p>外部講師の旅費について、航空賃の領収書を提出させていないなど、旅費事務に適正を欠く事例が複数認められた。</p>	
<p>(土木建築部)</p> <p>豊後高田土木事務所</p> <p>港湾施設の使用料、道路占用料等について、異なる区分の使用料単価により算定するなど、過小又は過大に調定のうえ収納していた事例が複数認められた。</p>		<p>(土木建築部)</p> <p>別府土木事務所</p> <p>通勤手当について、休暇の取得により月の初日から末日まで通勤の事実がないにもかかわらず、当該月分の手当を支給していた事例が認められた。</p>	
<p>別府土木事務所</p> <p>地盤変動影響建物等事前調査委託業務契約について、調査対象面積の増加に伴い変更契約が必要であったにもかかわらず、変更契約を行っていない事例が認められた。</p>		<p>大分土木事務所</p> <p>使用実態が把握されていない電灯等について、長期間にわたり電気の使用がなぐ基本料金のみ支出されている事例が認められた。</p> <p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p>	
<p>佐伯土木事務所</p> <p>港湾等維持補修業務委託について、長期にわたり契約を締結することなく、業者に業務を行わせている事例が認められた。</p>		<p>道路占用許可について、工事の継続により、許可期間後も継続して現場事務所として道路を占用しているにもかかわらず、期間の延長の許可をせず、占用料も徴していない事例が認められた。</p>	
<p>(病院局)</p> <p>病院局</p> <p>学会の参加費について、資金前渡職員が精算時に領収書を提出しなかったため、他の職員が別の領収書を基に作成した証拠書類を添付し、精算手続きを行っている事例が認められた。</p>		<p>臼杵土木事務所</p> <p>現金出納事務について、港湾使用料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p>	
		<p>日田土木事務所</p> <p>現金出納事務について、証拠収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p>	

	<p>通勤手当にかかる特別料金等加算について、高速道路利用回数か支給要件に達しなかつたことから、翌月の通勤手当額を減額調整することとしていたが、実際には処理が完遂していなかつた事例が認められた。</p>	南部振興局 平成29年5月31日から平成29年6月2日まで、平成29年6月29日
中津土木事務所	<p>河川改修工事に伴う物件移転補償契約について、移転する立木の本数を誤り、過大に補償金を支出していた事例が認められた。</p> <p>動物死骸処理等作業手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が複数認められた。</p> <p>長期臨時職員の休暇欠勤処理について、年次有給休暇の付与を誤り、欠勤とすべきところを年次有給休暇とし、年次有給休暇とすべきところを欠勤とするなど、賃金を過大又は過小に支給していた事例が認められた。</p>	豊肥振興局 平成29年5月10日から平成29年5月12日まで、平成29年6月8日
宇佐土木事務所	<p>現金出納事務について、証紙収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p>	西部振興局 平成29年5月24日から平成29年5月26日まで、平成29年6月23日
(企業局)	<p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p>	北部振興局 平成29年5月17日から平成29年5月19日まで、平成29年6月14日
企業局	<p>果外旅費の支給について、旅費計算を誤り過大に支給している事例が認められた。</p>	豊後高田土木事務所 平成29年4月27日から平成29年4月28日まで、平成29年5月31日
病院局	<p>特殊勤務手当について、特別診療業務や分べん業務の実績確認が不十分であったことから、過大又は過小に支給している事例が認められた。</p> <p>自らか排出した器械備品を産業廃棄物として処分するにあたり、法律で義務づけられた書面による契約を行わないまま産業廃棄物管理票を交付し、他人に運搬及び処分をさせている事例が認められた。</p>	国東土木事務所 平成29年4月27日から平成29年4月28日まで、平成29年5月31日
3 監査の執行状況	<p>各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p>	別府土木事務所 平成29年4月20日から平成29年4月21日まで、平成29年5月24日
監査対象機関	監 査 実 施 日	大分土木事務所 平成29年4月19日から平成29年4月21日まで、平成29年5月24日
東部振興局	平成29年5月17日から平成29年5月19日まで、平成29年6月16日	臼杵土木事務所 平成29年4月11日から平成29年4月12日まで、平成29年5月15日
中部振興局	平成29年6月13日から平成29年6月15日まで、平成29年7月11日	佐伯土木事務所 平成29年4月13日から平成29年4月14日まで、平成29年5月15日
		豊後大野土木事務所 平成29年4月13日から平成29年4月14日まで、平成29年5月16日
		竹田土木事務所 平成29年4月11日から平成29年4月12日まで、平成29年5月16日
		玖珠土木事務所 平成29年4月25日から平成29年4月26日まで、平成29年5月30日
		日田土木事務所 平成29年4月25日から平成29年4月26日まで、平成29年5月30日
		中津土木事務所 平成29年4月17日、平成29年4月19日、平成29年5月23日
		宇佐土木事務所 平成29年4月17日から平成29年4月18日まで、平成29年5月23日
		企業局 平成29年6月6日から平成29年6月8日まで、平成29年6月30日
		病院局 平成29年6月6日から平成29年6月8日まで、平成29年6月29日
○公 告		
<p>職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり平成二十九年後期技能検定を実施する。</p>		

平成二十九年九月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

特級												等級						
電気機器組立て	機械検査	ロープ加工	金属ばね製造	鍛造	プラスチック成形	婦人子供服製造	建設機械整備	空気圧装置組立て	光学機器製造	自動販売機調整	半導体製品製造	電気機器組立て	電子機器組立て	機械検査	仕上げ	放電加工	機械加工	検定職種
			線ばね製造法 薄板ばね製造法	プレス型鍛造法														学科試験のうち、受検者が選 択する科目
			線ばね製造作業 薄板ばね製造作業	プレス型鍛造作業														実技試験のうち、受検者が選 択する科目
シーケンス制御法																		
シーケンス制御作業																		

一級
及び
二級

半導体製品製造	空気圧装置組立て	農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	婦人子供服製造	和裁	プラスチック成形	石材施工	菓子製造	建築大工	かわらぶき	配管	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業		
				婦人子供既製服製造法			石材加工法	洋菓子製造法 和菓子製造法			建築配管施工法 プラント配管施工法				アスファルト防水施工法 合成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工法 改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法		洋菓子製造作業 和菓子製造作業	石材加工作業	
											建築配管作業 プラント配管作業		鉄筋組立て作業		アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業			射出成形作業	婦人子供既製服縫製作業

平成二十九年九月一日

大分県報(公告)

五

単一 等級	カーテンウオー ル施工		
	ガラス施工		
三級	機械・プラント 製図	機械製図法	機械製図CAD作業
	金属材料試験	機械試験法 組織試験法	機械試験作業 組織試験作業
単一 等級	塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
	舞台機構調整		
三級	機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
	機械検査		
単一 等級	電子機器組立て		
	電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
三級	冷凍空調調和機 器施工		
	和裁		
単一 等級	建築大工		
	配管	建築配管施工法	建築配管作業
三級	機械・プラント 製図		機械製図CAD作業
	製麺	機械生麺製造法	機械生麺製造作業
単一 等級	樹脂接着剤注入 施工		
	バルコニー施工		

二 試験の方法
 実技試験及び学科試験によって行う。
 三 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

- 1 実技試験
- (一) 手数料
- 特級、一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一七、九〇〇円とする。
- ただし、次のイからハまでに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。
- イ 実技試験の二級又は三級を受けようとする者であつて当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、八、九〇〇円とする。
- ロ 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一一、九〇〇円とする。
- ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、二、九〇〇円とする。
- (二) 実施期日
- 平成二十九年十二月四日（月）から平成三十年二月十八日（日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。
- (三) 実施場所
- 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。
- (四) 問題の公表
- 実技試験の問題は、あらかじめ平成二十九年十一月二十七日（月）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。
- 2 学科試験
- (一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。

ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

検 定 職 種	実 施 期 日
一級及び二級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 三級 電気機器組立て、配管	平成三十年一月二十一日(日)
特級 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形 一級及び二級 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 三級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図 単一等級 製麺、バルコニー施工	平成三十年一月二十八日(日)
一級及び二級 舞台機構調整	平成三十年一月三十一日(水)
一級及び二級 金属はね製造、ロープ加工、半導体製品製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、塗装 三級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工 単一等級 樹脂接着剤注入施工	平成三十年二月四日(日)

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)(本人確認書類(運転免許証、保険証等の写し等)を含む。)

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話 (〇九七) 五四二―三六五一

3 受付期間

平成二十九年十月二日(月)から同月十三日(金)まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、一に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除く。)であっても受け付ける。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成三十年三月十六日(金)に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛書面で通知する。

大分県報(公告)

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、平成三十年三月十六日（金）に本人宛書面で通知する。

3 技能検定合格証書の交付

(一) 技能検定合格証書

特級、一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

豊後高田都市計画公園 二・二・六号御玉市民公園（豊後高田市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課